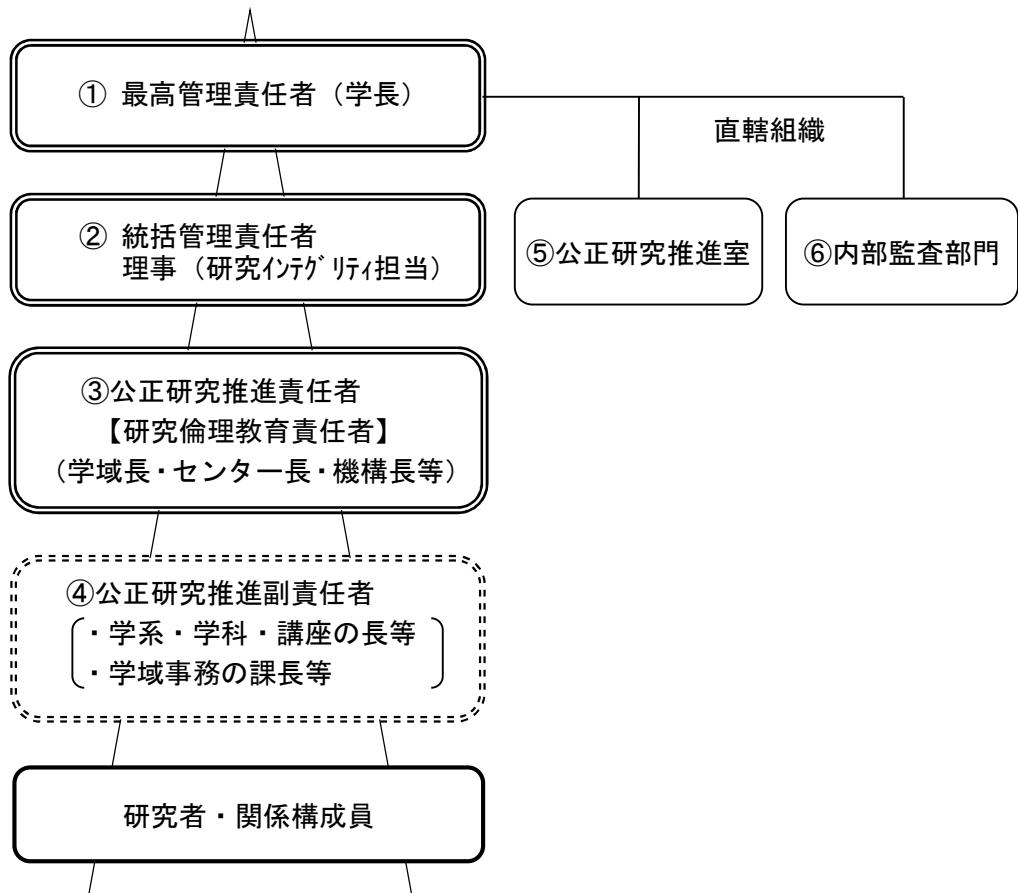


### 3. 責任体系の明確化

本学では、「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」に基づき、学長を中心とした管理・運営体制を整備しています。



#### ① 最高管理責任者（学長）

本学全体を統括し、公的資金の運営・管理について、最終責任を負う者。

##### 【役割】

- ・不正防止にかかる基本方針を策定・周知し遂行する。
- ・統括管理責任者及び公正研究推進責任者が責任を持って公的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

#### ② 統括管理責任者（研究インテグリティ担当理事）

最高管理責任者を補佐し公的資金の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者。

##### 【役割】

- ・基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況の確認を行い最高管理責任者に報告する。また、報告内容が不適当と認められる場合には、改善指導を行う。